

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、後期高齢者医療の被保険者に係る住所地特例についての規定が改められた。

従来、国民健康保険において住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされる者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、住所地特例の適用は引き継がれず、住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっていた。

今回の改正により、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、当該被保険者を保険料を徴収すべき被保険者として位置付ける必要がある。

併せて、実情に合わない付則を削除する。

2 主な改正内容

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が追加されることにより、墨田区後期高齢者医療に関する条例第3条（保険料を徴収すべき被保険者）第5号を新設する。（詳細は裏面参照）

(2) 付則の削除について

付則第2条及び第3条を削り、現行の付則第4条を第2条とする。

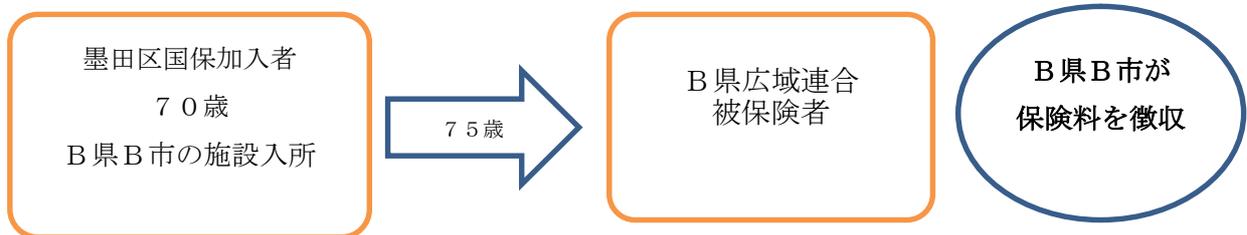
【条例改正前】

国民健康保険における住所地特例の対象者が以下の施設に入所した場合

都内施設入所の場合



都外施設入所の場合



【条例改正後】

国民健康保険における住所地特例の対象者が以下の施設に入所した場合

都内施設入所の場合



都外施設入所の場合



今回の改正により、都内施設入所の場合、従来どおりの取扱いだが、都外施設入所の場合は取扱いが変わる。したがって国民健康保険における住所地特例の対象者が、75歳になっても引き続き東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、保険料徴収を墨田区が行う。